

原発事故により避難を余儀なくされている方々へ

「集団訴訟に向けた説明会・意見交換会」のお知らせ



平成25年4月

原発事故被災者支援北海道弁護士団

- 【日時】 ①平成25年4月30日（火）午前10時～
②平成25年4月30日（火）午後6時～
③平成25年5月11日（土）午後1時～
- 【場所】 札幌弁護士会館5階会議室（札幌市中央区北1条西10丁目）

※ ①～③とも内容は同じです。ご都合のつく日時にご参加下さい。
参加無料・予約不要です。

東京電力福島第一原子力発電所の事故で被災され避難生活を余儀なくされている皆様へ、心からお見舞い申し上げます。

事故から2年以上が経過し避難生活に不安や不便を感じておられる方が多いのではないかと思います。しかし、残念ながら、東京電力や国のこれまでの対応は、皆様の状況を十分にくみ取ったものとはいえません。

そこで当弁護士団は、東京電力と国に対して、事故の責任を追及し、原発事故による被害を受けた皆様への賠償を請求するための裁判を起こすことにしました。

この説明会・意見交換会では、裁判に関する皆様の疑問にお答えし、裁判の内容について弁護士団がどのように考えているのかをご説明するとともに、皆様のご意見をお伺いしたいと思っています。また、来年3月11日に震災から3年経過することになります。被害を受けてから3年経つと、時効により東京電力に対する賠償請求権が消滅してしまいます。あと1年を切りましたので、今回の説明会では時効の問題についても説明させていただきます

裁判に関するだけでなく避難生活での困りごとを相談してみたい、という方も歓迎しますので、ぜひご参加いただければと思います。



直接請求やADRにおいて賠償額の基準となっている東電の見解や政府の指針が不十分であることを裁判所に理解してもらうには、多くの方に原告として加わっていただき、多くの被災者の方が前記基準は不当であると考えていることを示すことが重要です。

是非説明会にご参加ください！皆様のご参加を心よりお待ちしております。

札幌弁護士会へのアクセス

最寄り駅 地下鉄東西線「西11丁目駅」4番出口から北へ200m



こちらのQRコードから地図を携帯に送れます

地図データ© 2012 Google、ZENRIN

説明会・意見交換会に関するお問い合わせ先は下記のとおりです。

連絡先 〒060-0061 札幌市中央区南一条西11丁目コンチネンタルビル5階
伊藤信賢法律事務所内 弁護団事務局
TEL : 011-251-1771 / FAX : 011-261-5127

HP <http://hokkaido-genpatsu-bengodan.jp/> ツイッター <https://twitter.com/#!/hisai bengodan>

フェイスブック <https://www.facebook.com/hisai bengodan>